

第494回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 9 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年1月29日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4				13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副主幹	宮本 晃宏		
主 査	森井 孝信		

## 10 産業観光部農政課職員

職	氏 名	職	氏 名
副参事	谷内 悠馬	主 査	柿沼 隆史
副主幹	分須 正二		

## 11 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年1月29日 第494回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

## 12 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 川口 知子

.....

委員 永島 千恵子

.....

委員 田畑 たき子

.....

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、8 筆、1, 0 0 5 . 0 2 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 3 件、1 9 筆、6, 9 7 4 . 2 1 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 9 件、1 9 筆、7, 5 8 3 . 8 0 m<sup>2</sup>である。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知については、合計 2 件、4 筆、2, 3 3 1 m<sup>2</sup>である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 1 件、1 筆、7 1 0 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、1 9 筆、9, 7 0 2 . 3 0 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 1 3 件、8 7 筆、8 0, 3 1 3 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 8 件、1 7 7 筆、1 1 9, 3 9 5 . 9 1 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数12件、筆数28筆、面積25,371.28㎡について申出があった。全て使用貸借権設定の申出である。契約期間は、令和7年2月15日から設定されるものである。

整理番号1番と10番と11番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。全部で11筆、11,960.28㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在40歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約1,320アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.3km～約3.8mである。

整理番号2番から9番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。全部で16筆、11,097㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在73歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約14アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約200m～700mである。

整理番号12番は、1筆、2,314㎡で、約4年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在55歳で、農業従事

日数は、年間150日以上、家族とともに約174アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.4kmである。

以上のことから、整理番号1番から12番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から12番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画  
(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数14筆、面積7,022㎡についての意見照会があった。

整理番号1番の借受人は、年齢36歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は2人である。平成29年から農業に携わり始め、いるま地域明日の農業担い手育成塾を今年の3月に卒業して新規就農するために借り受けるものである。

以上のことから、整理番号1番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

### 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数6件、筆数8筆、面

積 5, 285 m<sup>2</sup> についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、998 m<sup>2</sup> の申請である。譲受人は、現在 75 歳で、農業従事日数は年間 250 日以上、約 314 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1.2 km である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、878 m<sup>2</sup> の申請である。譲受人は、現在 76 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 150 日以上、約 295 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 100 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、892 m<sup>2</sup> の申請である。譲受人は、現在 49 歳で、農業従事日数は年間 290 日以上、約 649 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 3.5 km である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、1,036 m<sup>2</sup> の申請である。譲受人は、現在 70 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 179 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約

150 m である。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、811 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在45歳で、農業従事日数は年間150日以上、約337アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約350 m である。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、3筆、670 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在83歳で、農業従事日数は世帯合計で年間150日以上、約80アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約4 km である。

以上のことより、整理番号1番から6番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。1月18日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在70歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約179アールの農地を耕作している農家である。主

な作付けは露地野菜で、申請地においても露地野菜を計画している。また、トラクター、耕運機など、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、意見を申し上げる。1月18日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数2件、筆数2筆、面積779㎡についての申請があった。

整理番号1番については、農家住宅新築のため、1筆、374㎡の申請である。申請人は約72アールの農地を所有している農家である。令和5年5月に大病を患ったことにより農業を休業してしまい、経済的に厳しい状態となったため、従前の住宅を売却して現在は仮住まいにて暮らしている。体力と気力が回復したので、今後農業を再開するにあたり、農家住宅建築を計画した。そこで、従前住宅の近隣にある申請地が適地と考え、隣接する雑種地と合わせた敷地で農家住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積681㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号2番については、農業用車両置場に使用のため、1筆、405㎡の申請である。申請人は平成元年に農地を相続して本格的に就農した。就農当初の耕作面積は約100アールでしたが、地域を代表する担い手となった現在の耕作面積は約2,040アールになった。収穫したお米は屋根付きの倉庫に保管しているが、既存の保管庫が満杯になってしまったため、トラクター、軽トラック等の屋根付き車庫を保管庫として使用することにしたので農業用車両置場を必要としている。そこで、自宅の隣にある申請地が適地と考え、農業

用車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番と2番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数10件、筆数14筆、面積4,188㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、駐車場・園庭に使用のための賃借権設定で、2筆、2,178㎡の申請である。譲受人は平成15年8月に法人を設立し、保育所の運営を主な業務としている。申請地の道を挟んで向かい側には保育園があるが、送迎時には駐車場待ちの車が重なり、渋滞になることが多い状態である。また、園児1人あたりの園庭の割合が他園と比べて低いことから、駐車場と園庭を必要としている。そこで、既存保育園の近隣にある申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、駐車場・園庭として使用したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番については、店舗敷地拡張のための所有権移転で、1筆、162㎡の申請である。譲受人は平成13年3月に有限会社を設立し、養豚業、飲食店経営を主な業務としている。申請地の隣地には懐石料理店があるが、お客様用の駐車場から店舗に行くには道路を迂回しないとたどり着かな

い状態である。そこで、申請地を通路として使用して駐車場から直接店舗に行けるようにしたいとの申請である。(合計敷地面積 2, 819.20 m<sup>2</sup>) 農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、210 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、雑排水管の管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て雑排水管へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、230 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側

溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号6番については、駐車場敷地拡張のための賃借権設定で、1筆、138㎡の申請である。譲受人は昭和53年7月に有限会社を設立し、観光バス事業を主な業務としている。2024年4月から働き方改革の一環として、運転手の労働時間に上限が課されたことにより、従業員を増やすため従業員用の駐車場を必要としている。そこで、既存駐車場と隣接している申請地を駐車場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積469㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、317㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための使用賃借権設定で、1筆、303㎡の申請である。譲受人は借家にて暮ら

している。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、212㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、238㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については下水管理者の同意を得て、公共下水

道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透  
枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 10 番については、そ  
れぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定さ  
れた農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見と  
して県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、  
お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 10 番に  
ついて農地転用に関する許可基準からみた意見については、  
農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として  
許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手  
を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について  
総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第 6 号

川越市農業委員会事務局処務規程の一部を改正す  
る告示を定めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「制定の趣旨は、川越市において文書管理システ  
ムが導入されることから、当該システムによる文書の処理を  
可能にするため、川越市農業委員会事務局処務規程の一部を  
改正しようとするものである。制定の概要は、代決を行う際

の文書の処理に係る規定の整備しようとするものである。施行期日は、令和7年2月3日としようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示を定めることについて、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

#### 議案第7号

川越市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「制定の趣旨は、川越市において文書管理システムが導入されることから、このシステムによる文書の処理を可能にするため、川越市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正しようとするものである。制定の概要は、専決する文書の処理に係る規定の整備しようとするものである。施行期日は、令和7年2月3日としようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第7号川越市農業委員

会事務局事務専決規程の一部を改正する告示を定めることについて、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号について、原案どおり決定する。

#### 議案第8号

川越市農業委員会文書管理規程（全部改正）を定めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「制定の趣旨は、川越市において文書管理システムが導入されることから、このシステムによる文書の処理を可能にするため、川越市農業委員会文書管理規程の全部を改正しようとするものである。制定の概要は、文書管理システムによる文書の処理に係る規定の整備しようとするとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものである。施行期日は、令和7年2月3日としようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「文書管理システムが導入されるとどのように事務が変わるか」との発言があった。

事務局は「2月3日から川越市で文書管理システムの運用が開始される。文書事務は収受や起案などを紙文書で行なっていたが、文書管理システム導入後は、原則として電子文書

により手続きを行うようになる。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「電子化により、事務の効率化の点では事務処理が円滑になるイメージだが、逆に手間が増える部分はあるのか。」との発言があった。

事務局は「紙で届いた文書を電子化するなどの作業が増える場合があるほか、一部、電子化できない文書など、紙と併用する文書も残る。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、議案第8号川越市農業委員会文書管理規程を定めることについて、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第8号について、原案どおり決定する。

#### 議案第9号

##### 編集委員の選任について

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和6年2月29日開催の第483回総会において、編集委員は、農業委員3人と農地利用最適化推進委員3人の合計6人とし、区域順に交代制の輪番として各区域から1名の編集委員を選任することとなった。2年目は、古谷、芳野、山田、川越、田面沢、公募の各地区等からの選出

となる。令和 7 年 2 月 8 日から令和 8 年 2 月 7 日までの期間は、議案に記載されている 6 人の委員を選任しようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第 9 号編集委員の選任について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 9 号について、原案どおり決定する。

#### 議案第 10 号

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画  
(案) に対する意見について

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件は、市が「農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業委員会に対し地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の公告前に意見照会を行うもので、川越市長から農業委員会に意見を求められているものである。」との説明を行なった。

議長は、地域農業経営基盤強化促進計画(案)について、農政課に説明を求めた。

農政課は「地域計画は改正農業経営基盤強化促進法等において市街化区域を除いた農業上の利用が行われる区域で、令

和 7 年 3 月 末 まで に 策 定 す る こ と と さ れ て い る 。 市 町 村 は 地 域 計 画 を 定 め よ う と す る と き 、 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 1 9 条 第 6 項 に よ り 、 そ の 公 告 前 に 関 係 機 関 に 意 見 を 聴 く こ と と さ れ て い る 。 地 域 計 画 の 内 容 が 農 業 委 員 会 が 行 う 事 業 と 整 合 が と れ て い る か と い う 視 点 で 、 農 業 委 員 会 と し て の 意 見 を 伺 い た い 。 地 域 計 画 を 策 定 す る に あ た り 、 本 市 で は 旧 農 協 支 店 の 1 2 地 域 で 協 議 会 を 立 ち 上 げ た 。 構 成 員 は 、 農 業 委 員 、 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 、 J A 支 店 運 営 委 員 会 役 員 、 J A 総 代 、 J A 支 店 長 、 土 地 改 良 区 理 事 長 及 び 地 域 農 業 者 な ど 地 域 農 業 に 精 通 し て い る 方 と し 、 内 容 を 協 議 し た 。 協 議 内 容 は 、 各 地 域 の 現 状 と 課 題 、 地 域 農 業 の 将 来 の あ り 方 、 農 地 一 筆 ご と に 将 来 の 耕 作 者 を 記 す 目 標 地 図 の 作 成 方 法 に つ い て 意 見 を 聴 い た 。 目 標 地 図 は 、 農 用 地 区 域 内 の 農 地 は 現 在 の 農 地 台 帳 上 の 耕 作 者 又 は 所 有 者 を 将 来 の 耕 作 者 と し て 明 記 し 、 白 地 及 び 耕 作 者 不 明 等 の 青 地 は 、 将 来 の 耕 作 者 を 位 置 づ け ず に 「 今 後 検 討 等 」 と し た 。 目 標 地 図 の 記 載 は 、 議 案 資 料 で は 色 分 け の み が 分 か る も の と な っ て い る 。 最 終 的 に 公 表 す る 地 図 に は 、 資 料 の 地 域 内 の 農 業 を 担 う 者 一 覧 に あ る 、 耕 作 者 を 示 す 数 字 を 記 載 す る 。 1 0 年 後 の 経 営 面 積 は 、 白 地 と 耕 作 者 不 明 等 の 青 地 は 「 今 後 検 討 等 」 と し て 加 算 し な い の で 、 現 状 よ り 面 積 が 減 少 す る 。 地 域 計 画 は 毎 年 見 直 す こ と が 前 提 な の で 、 目 標 地 図 及 び 計 画 の 内 容 は 、 今 後 ブ ラ ッ シ ュ ア ッ プ し て い く 予 定 。 」 と の 説 明 を 行 な っ た 。

議 長 は 、 委 員 に 意 見 を 求 め た 。

委員から「地域計画を定めるにあたり、所有者不明農地への対応はどのようになっているか。」との発言があった。

農政課は「目標地図において、青色表示の青地には耕作者又は所有者が記載される。赤色表示の所有者不明等の農地は、今後検討等とし、耕作者が決まれば表示を変更する。」と説明をした。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「法律が緩和されており、所有者不明土地の利活用が図られる方向に進められていると思うが、今後どのようにしていく考えか。」との発言があった。

農政課は「所有者不明土地は、中間管理事業を活用して耕作者に耕作してもらっている事例がある。今後、同様に中間管理事業を活用できる農地があれば、農地を維持できるように活用していきたい。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「所有者不明土地を含む「今後検討等」となっている土地が地域によってバラバラだが、どのように分析しているか。」との発言があった。

農政課は「目標地図については地域の意向を踏まえ、市街化区域を除く全農地を地域計画の範囲としている。白地農地は、農地転用の手続き上、農業を担う者が位置づいている場合、地域計画から外す必要があるため、一律に名前を位置づけない整理をしているが、今後、農業を継続していくとの申し出があった方は白地であっても地図に位置付けている方も

いる。担い手が国の事業等を活用する中で地域計画に位置付ける要件が生じる場合は、今後、毎年行われる見直しの中で出来る限り耕作者が位置づけられるように進めたい。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「10年後に農地が減ることではなかったので安心した。生産者が減少していく中であっても国民の食糧を確保するうえで、可能な限り川越市の優良農地を残す。素晴らしい都市農業が行われているので、是非、前面に押し出して農地を活用してほしい。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、議案第10号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見について、原案どおり「意見なし」とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第10号について、原案どおり決定する。

#### 1 4 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第494回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

#### 1 5 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年2月10日

---

議 長          渋谷 武

---

委 員          川口 知子

---

委 員          永島 千恵子

---

委 員          田畑 たき子

---